

平成 15 年農林水産省告示第 1833 号（農業経営統計調査規則第 5 条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件）の一部改正案の意見・情報の募集について

令和 8 年 9 月 18 日
農林水産省大臣官房統計部

この度、「平成 15 年農林水産省告示第 1833 号（農業経営統計調査規則第 5 条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件）の一部改正案」について、広く国民の皆様から意見・情報を募集いたします。

今後、本案については、提出いただいた意見・情報を考慮した上、決定することとしております。

なお、提出いただいた意見に対して、個別の回答は致しかねますので、あらかじめ御了承願います。

記

1 意見公募の趣旨・目的・背景

農業経営統計調査は、統計法（平成 19 年法律第 53 号。以下「法」という。）に基づき、農業経営統計（法第 2 条第 4 項に規定する基幹統計）を作成し、農業経営体の経営及び農産物の生産費の実態を明らかにすることにより、農業行政の基礎資料を整備することを目的として実施しています。

本調査のうち、農畜産物の生産費に関する統計に係る調査について、令和 9 年を対象とする調査に適用する調査票を改正するため、本調査の実施につき必要な事項を定める「平成 15 年農林水産省告示第 1833 号（農業経営統計調査規則第 5 条の農林水産大臣が定める調査客体の抽出方法等を定める等の件）」について、所要の改正を行うものです。

2 意見公募の対象となる案及び関連資料の入手方法

（１）e-Gov (<https://www.e-gov.go.jp/>) の「パブリック・コメント」欄に掲載
（農林水産省ホームページにあるリンクからアクセスが可能）

（２）農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課において配布

3 意見・情報の提出方法

（１）e-Gov の意見入力フォームを使用する場合

「パブリック・コメント：意見募集中案件詳細画面」の「意見募集要領（提出先を含む）」を確認の上、意見入力へのボタンをクリックし、「パブリック・コメント：意見入力フォーム」より提出を行ってください。

(2) 郵送の場合

以下担当まで送付してください。

〒100-8950 東京都千代田区霞が関 1-2-1

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課企画班

4 意見・情報の提出上の注意

提出の意見・情報は、日本語に限ります。

電話での意見・情報はお受けしませんので御了承願います。

提出に当たっては、氏名及び住所（法人又は団体の場合は、名称、代表者の氏名及び主たる事務所の所在地）並びに連絡先（電話番号又は電子メールアドレス）を明記して下さい。

なお、これらの個人情報、必要に応じて、御意見の具体的な内容を確認させていただく場合などのために任意で記入をお願いするものです。

また、意見・情報の内容に応じ、農林水産省内の関係部署、関係府省等に転送することがあります。

5 意見・情報受付期間

令和8年9月18日～令和8年10月17日

（郵送の場合も締切日必着とします。）

6 公示資料

① 平成15年農林水産省告示第1833号の一部改正案

② 告示案の概要